

平成26年度 第1回大分市清掃事業審議会会議録

日時：平成26年8月29日（金） 10：00～

場所：大分市役所 議会棟4階 全員協議会室

開 会

姫野参事補

報告事項1

「家庭ごみ有料化に向けた進捗状況について」

事務局

資料説明

【質疑応答】

吉岡会長

・ただ今のご説明に関しましてご質問がありますか。

皆さんの考えがまとまるまでに、私の方から2、3質問をしておきたいと思います。資料の3ページに自治区説明会の実施状況というのがございます。すでに329自治区が終わったというふうに書かれておりますけれども、全部で688自治区あると聞いております。9月10月がすぐ目の前ですので、間に合うのか、数がずいぶん残っているが大丈夫ですねという確認ですが。

事務局

・はい、可能かということですが、すでに自治区の自治委員さんと調整の方が進んでおります。あと残る80ぐらいが自治委員さんと調整がついてないだけです。実施までには、すべての自治区において説明会を終える予定でございます。

吉岡会長

・調整がついてないというのは、開催日程が決まらないということですか。

事務局

・はい、そのとおりでございます。

吉岡会長

・それで一番問題なのは、決まらない理由はいろいろあると思うのですが、住民の方からしてみると何でうちだけやらないんだということが、直接問題になってくると思うのですが、決まらない大きな理由というのが役員が忙しくて付き合ってもらえないというようなことなのか、会場が取れづらいということなのか、なにかそんな理由があるのですか。

事務局

・それぞれ自治会において理由は異なろうかと思いますが、市の方からは一度自治委員さんの方に調整依頼をすべて終えております。その中で、自治会の会議等、また、人が集まる時間等調整をいたしまして市の方に連絡をして調整をするということになっておりますので、住民には必ず説明会をしてもらうということで周知の方は致しております。

吉岡会長

・気になっているのは、住民一人一人の方にとっては、説明会がなぜうちだけしないのかという意識を持たれるとその矛先が市の方に向かうのでお互いによくないねというようなことなのです。

委員

・その件について、会長さんのご指摘があった分が個人の自治会ということでご理解いただければいいと思います。あと688（自治会のうち）、329で追いつくか追いつかんかということですが、でもですね相当の数のところの自治会がですね、私どもクリーン(推進員)さんと自治会長(自身が)、私の説明で十分ですよと、行政の方は言わなかったんですが、そういうのも結構あるんですね。世帯の少ないところはということで、それと、私どもの方は大丈夫ですよと、この二通りがありましてこのような数になってます。積極的で多いところは、このような形で今329が終わったということになってますが、多い世帯のところはやはり説明会をもってですね、説得力そして、びしゃっとうとうということ。結論としまして、クリーン(推進員)さんと自治会長の、本人で自分の自治会の方はオーケーですよというのが多いということもあります。

吉岡会長

・他にどなたかご質問等ございませんか。

じゃあ私の方からもう一つ。同じ資料の24ページのところで、家庭ごみ有料化広報CM等に関する事業概要というものが書いてございます。私は、携帯電話を持ってないのでわかんないんですけども、今、アプリが流行っているそうですね。ごみの分別等のアプリ

というのはあるんですか。

事務局

・大分市ではまだ導入はされてないんですけども、他都市では実際にごみ減量アプリの開発を進めておられて、徐々にそういった広がりを見せており、機能的には、アプリで、今日は、燃えるごみの日ですよとか、資源ごみの日ですよというような通知機能や、分別事典とかその他、別途機能でクイズとか、そういった部分の開発をしている都市がございます。

吉岡課長

・大分市はやる予定なのですか。

事務局

・現在検討を進めております。

吉岡会長

・ついでにもう一つ。9ページから13ページにかけて英語、韓国語、中国語のパンフレットがあります。2つはほとんどデザインが一緒なんですけど、一つデザインが違いますね。何か理由があるんですか。通常同じようなデザインで言葉だけ変えてあるのが多いんですけど。

事務局

・英語版と中国語版につきましては、文化国際課というところで作成をしておられて、もう一つにつきましては、清掃管理課の方で翻訳の依頼をいたしてらるのでそれぞれ作ったところが異なるということでデザインが変わってるというような形になっています。例えば韓国版の色が入っているということなんですけど、体裁を崩すと文字自体が崩れてしまったので、同じ体裁に合わせるということが困難だったためにこのような形になっております。

吉岡会長

・はい。どなたか質問される方はいらっしゃいませんか。

委員

・市の皆さんが非常にご苦労なさってるのがよくわかったんですけど、ご苦労様です。資料の15ページのところにごみ拾いパートナー登録制度というのが、今回新設されるということなんですけど、質問なんですけど、一番下のボランティア専用袋の使い方というところ

ろで、可燃ごみと不燃ごみは分けて排出と、で可燃ごみは週後半の燃やせるごみの日ということなんですけど、不燃ごみというのはこれは、ここに書いてるのは不燃ごみは福宗環境センターに出すということで、不燃ごみはこの扱いだけになるんでしょうか。このポスターだけ見るとそこら辺についてわかんないなという感じなんですけど。

事務局

・不燃ごみにつきましても、ステーションの方に出すことが可能となっております。可燃ごみと同様ですね、申し訳ございません。

委員

・それでは、指定された日に出せばいいということなんですかね。

事務局

・はい、それで結構です。

吉岡会長

・ちょっとポスターではそれが分かりにくいですね。可燃ごみ専用かなと思い込んでしまいますね。

他にございますか。

委員

・報告事項1の4ページ、2の新規事業の取り組み状況、ここで二つ補助を出していただいている。これは単年度だけで終わるんですかね。新規事業となっておりますが1年でしょうか。それともこれからずっとあるものか、それとも一つ。これは行政を褒めるわけなんですよ。クリーン推進員校区連絡会議運営費補助金が付いたということで、本当に校区自治委員としまして自治会の連合体の組織を作る上においても活発な意見交換もできるし、校区と住民との接点の方も深まって来るんじゃないかと思えます。これは大変素晴らしいなと思ってます。ありがとうございました。この2点です。(回答は)1点だけで結構ですが教えていただきたいと思えます。

事務局(清掃業務課)

・ごみステーションの設置補助につきましては、今年だけに限ってなのかというご質問ですけれども、状況的には3分の1とか10分の1とかいうような年限条件というのを設けまして、今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

委員

・はい、ありがとうございました

吉岡会長

・他にございませんか。

説明会で大学等へ説明を行ったという話を聞きましたが、専門学校というか専修学校と
いいますか、そちらの方はいかれたのですか。

事務局

・今のところ専門学校につきましてはまだ出向いておりません。

吉岡課長

・予定はございますか。

事務局

・はい、予定の方はございます。

吉岡会長

・他にご質問等はございませんか。本日は欠席されております谷口委員より、質問状が届
いておりますのでご紹介しながらご回答をお願いしたいというふうに思います。

(質問状を読み上げる)

これについて、どなたかお願いします。

事務局(清掃業務課)

・谷口委員さんからいただきましたご意見で、高齢者にやさしいごみ収集方法の具体的な
検討ということのご質問でございますが、本市といたしましては、ごみの収集方式につ
きましては、きめ細やかなごみ収集を行い、道路の狭い場所や生活道路まで収集車両の進入
が可能となるように収集車両を小型化するとともに、資源物ステーションの設置基準を概
ね50戸につき1か所から25戸につき1か所へ見直すなど高齢者や障がい者の方々のご
み出しの負担を軽減し、利用されやすいようなごみステーションの設置に努めてまいっ
てるところでございます。また、高齢者や障がい者の方々のうち、ご自分でごみをステー
ションに持ち出すことが難しく家族など身近な人々の協力を得られない方々に対しましては、
これまでも地域で安心して暮らせるよう家事援助などの居宅介護サービスいわゆるホーム
ヘルプサービスなど日常での多様な課題に対する福祉サービスを行ってるところござい

ます。これからも「自助」「共助」「公助」のバランスを考えながら地域での支え合いを基本にして本市の提供する福祉サービスや地域が主体となって行う小地域福祉ネットワークをはじめといたしました既存のサービスについて関連部局と十分連携を図りながら適切な措置を図ってまいりたいと考えております。

吉岡会長

・はい、ありがとうございます。次に二つ目ですが。

(質問状を読み上げる)

この意見につきましては、すでに当審議会の中でも出てきておりまして、その時に市議会議員は必要だというようなご意見を頂戴しております。かつ、この件は、条例に関わることですので直接本審議会の審議事項とはなっておりません。事務局の方でご検討されて必要ならば必要な手配を行っていただきたいというふうに思います

以上で谷口委員よりの質問を終了いたします。

はい、どうぞ。

委員

・私は交代した委員でまだ不慣れではありますが、ひとつだけお願いします。資料の27ページ、今まで通り透明、半透明の袋で良いものというのが下の方にありますが、私たちの老人会では古紙を回収しております。それで、これを見ると今まで通りでいいのかなと思っ

事務局

・はい良いと思います。対象外は27ページに書いております。資源物の中に古紙・布類が入っております。老人会や子供会で有価物集団回収を行っていると思うんですけど、そういう方々については、これとは別の考え方でございまして、週に決まった曜日とか日にちの時に出して頂くときの資源物の出し方でございます。先程申しました有価物集団回収につきましては、その地区で決められた場所とか日にちとかがございまして、そちらの方で出して頂いて回収するものということで違いがございまして、ただ、ごみステーションを使っている地域もございまして、そのような地域につきましてはこちらの方からごみステーションを使っているというふうな許可証を出して、貼り付けておりますのでその辺で理解いただきたいと思

委員

- ・要するに今までどおりで良いという事です。

事務局

- ・はい、今まで通りで良いです。

吉岡会長

- ・他にございませんか。はい、どうぞ。

委員

・資料の7ページ、ごみ袋入札の結果、前のホワイトボードに貼ってるようなごみ袋が決まったんですが300のだけは下の方に足が付いていて、これは作業員さんがどこでも持つて行けるように、怪我をしないようにという事で工夫をしているんですけど、特に他の袋にはこういうのが無いんですがこういうごみ袋、様式などの指定はしなくて価格だけで選んだという事なのですか。

事務局（清掃管理課）

・ごみ袋の形なんですけども、特に下に取っ手が付いているような仕様での入札は行っておりません。下の所の安全グリップというんですが、その部分を作るのは7ページの資料にもありますように300、日本フィルムという会社になります。その安全グリップにつきましては、日本フィルムの特許という形になっておりますので、逆にそれを仕様の中に入れてしまうとそこしかとれないという形になってしまいますので、仕様の中では特に安全グリップについては、うたってはおりません。入札の結果、日本フィルムさんの方が落札をされましたので300のみが下に安全グリップがついているという形になります。ただ、そちらですね300がロール式となっております後ほど行いました海外製を含めた入札では平袋という形になりますので、ロール式の場合は下に安全グリップがついておりますけども300の平袋の場合は安全グリップがついていないという状況になります。

委員

・特許とか色々制約があるでしょうけど作業される方を考えるとどうなのかなという気持ちが残ります。以上です。

吉岡会長

・知的所有権の場合は難しく、会社ではそれは気になりますのでという事だそうですね。他にございますか。よろしいでしょうか。

委員

特にありません。

吉岡会長

・いよいよ本格的な実施という形になっていくと思いますが、とにかくそんな話は聞いたことがないというのが実際の現場では起きるだろうと思います。各現場である程度説明をしないと納得しない方々が出てくる可能性も考えられます。各清掃車に地区の説明会の日程等書いたパンフレットを一緒に持ってどうしても必要ならそういうところで説明をするとか様々な対策をして頂きまして、できるだけスムーズな浸透に心がけていただきたいというふうをお願いをしておきます。

吉岡会長

・それでは、2点目の議題の報告事項にまいりたいと思います。2点目の廃棄物処理施設使用上の改訂についてということで事務局より説明をお伺いいたします。

報告事項 2

「廃棄物処理施設使用料の改定について」

事務局（清掃施設課）

資料説明

【質疑応答】

吉岡会長

・只今のご報告についてご意見等ございますか。

委員

・犬、猫の死体で事業系ごみとみなせるのはペットショップから持ち込まれたというようなケースですかね。

事務局（清掃施設課）

・その通りでございます。

吉岡会長

・ございませんか。それでは本議題を終了致します。それでは3点目の一般廃棄物処理手数料の改定についてということで事務局よりご説明をお願いします。

報告事項3

「一般廃棄物処理手数料の改定について」

事務局

資料説明

【質疑応答】

吉岡会長

・はい、ありがとうございました。ご質問等ございますか。

初めての委員もいらっしゃいますので多分混乱が起きるといけないので、ご説明いたしましすけども報告事項2のところでも犬猫の死体が出てきます。報告事項3のところでも犬猫の死体が出てきます。で、値段が違います。なんで違うかと言うと血統書付き有る無しに関わらず、収集をするかどうかという点が大きく違います。つまり取りに行くのか、持って来るのかというその部分が違うので値段が違ってくるとい形になっています。ご質問ございませんか。一つ、今度もし消費税が10%になったら、また変わるんですかね。

事務局（清掃業務課）

・率の計算をさせていただきますと、10円単位で変わる必要がありましたら変わるようになります。

吉岡会長

・10円単位でもし変わるなら変わるそうです。

委員

・今、ごみ袋には消費税込みとなっておりますが、それが10%になった場合その時はどうなるのですか。

事務局（清掃管理課）

・ごみ袋に関しましては、8%から10%になりましても変更はいたしません。450では315円。

委員

・先程、ごみ袋の入っております袋がなんだとか言って説明がちょっとあった時に思ったんですけど、それを出してもいいとかおっしゃってたのは違いましたかね。10枚入っているごみ袋の外の袋はどのような扱いになるのかなと思ったんです。

吉岡会長

- ・ごみ袋の10枚入りの一番外側の袋。

委員

- ・その扱いですね。

吉岡会長

- ・それは普通のビニール袋じゃないですか。

委員

- ・普通のビニール袋ってことですね。

事務局（清掃管理課）

- ・外包装でよろしいですかね。資源プラになります。

吉岡会長

・ちょっと思ったんですけどね。これごみ袋ですよ、買い物袋じゃないですよ。うちの奥さんはスーパーの袋をごみ袋に使ってるんです。買い物袋に使って、ごみ袋に使ってるんです。ごみ袋はごみ袋にしか使えないから、買い物袋であると同時にごみ袋であるというものができるといいなと思いました。他にございますか。もしなければ3番目の報告はこれで終わりにしたいと思います。委員の皆様方から特に清掃関係に関しまして討議したいという議題がございましたらお知らせください。特にないようですので以上をもちましてすべての議事を終了致します。司会の方、事務局にお返しいたします。

事務局

・長時間にわたりありがとうございました。最後に次回の審議会の日程につきましてお知らせをいたします。次回は平成27年1月頃に開催をする予定でございます。日程が決まり次第ご案内を致しますのでご出席の程よろしくお願い致します。以上をもちまして平成26年度第1回大分市清掃事業審議会を終了致します。ありがとうございました。